

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類)

住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）と住化高純度ガス有限会社（以下「住化高純度ガス」といいます。）は、2024 年 10 月 30 日付合併契約書に基づき、2025 年 1 月 1 日を効力発生日として、住友化学を吸収合併存続会社、サイオクスを吸収合併消滅会社とする、吸収合併を行いました。

会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

2025 年 1 月 1 日

住友化学株式会社

目次

1. 吸収合併が効力を生じた日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条および第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 新株予約権買取請求
 - (4) 債権者の異議
3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 債権者の異議
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025 年 1 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条および第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

住化高純度ガスでは、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

住化高純度ガスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありませんでした。

(4) 債権者の異議

住化高純度ガスは、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 20 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で債権者に対し格別に催告いたしました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条および第 799 条の規定による法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第 796 条の 2 柱書ただし書きの規定により、住友化学の株主は吸収合併をやめることを請求することができません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第 797 条第 1 項ただし書きの規定により、住友化学の株主による株式買取請求権は認められていません。

(3) 債権者の異議

住友化学は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、

2024 年 11 月 20 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

住友化学は、住化高純度ガスの資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 1 月 14 日登記

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上